

固定資産税（償却資産）の申告について

資産税課 ☎ 229-3132 FAX 229-3331



法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。令和8年1月1日時点で、市内に償却資産を所有する法人等は多少にかかわらず申告してください。申告書などは、12月上旬に発送予定です。届かない場合はご連絡ください。

提出方法 直接窓口または郵送で資産税課(〒514-8611 住所不要)へ ※同課分室、各総合支所市民福祉課(市民課)への提出も可。控えが必要な人は写しを取りながらご提出ください。

締め切り 2月2日(月)

eLTAX(エルタックス)で電子申告を

eLTAXで固定資産税(償却資産)の申告ができます。利用方法など、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。



津市生活・介護支援 サポーター養成講座募集

高齢福祉課 ☎ 229-3156 FAX 229-3334



高齢福祉の制度や認知症、一般救急救命法など、自分や家族をサポートするため必要な福祉・介護の知識や技術が学べる講座です。この機会に、正しい知識と実践的な対応力を身につけて、日々の不安を減らしませんか。過去に受講された人の再受講も可能です。最新情報のキャッチアップや復習にご活用ください。

とき 2月3日(火)・10日(火)・17日(火)10時～16時(全3回)

ところ 本庁舎地下1階03会議室

定員 20人

申し込み 電話で高齢福祉課へ

締め切り 1月9日(金)



課税対象となる償却資産の例(業種別抜粋)

業種	償却資産
共通	舗装路面、外構、駐車(輪)場設備、太陽光発電設備、看板、パソコン、コピー機、事務機器
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケセット
理・美容業	理(美)容椅子、洗面設備
工 場	旋盤、金型、プレス機器、洗浄給水設備、溶接機
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機
ガソリン スタンド	給油配管設備、洗車機、独立したキャノピー
農業・漁業	農業用ハウス、農業用機械、農業用器具、漁船

次の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象外です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- 無形固定資産
- 繰延資産
- 少額資産

地域リハビリテーション 活動支援事業説明会

地域包括ケア推進室 ☎ 229-3294 FAX 229-3334



運動や口腔、栄養の専門職が年間を通して地域のサロンなどの通いの場を訪問し、次のとおり介護予防の取り組みを支援しています。

プログラム	期間	回数	内容
運動	2年	1年目…年6回 2年目…年5回	運動指導、介護予防の講話など
口腔・栄養	1年	6回	口腔・栄養の講話や個別相談など

※同一年度内に1プログラムのみ

来年度の活動に介護予防を取り入れたい団体を対象に説明会を開催します。ぜひご参加ください。

とき 1月14日(水)10時～11時30分、13時30分～15時 ※各回同内容

ところ 津リージョンプラザ3階第7会議室

対象 市内でおおむね月1回以上活動する老人会やサロン等の団体

申し込み 直接窓口または電話で地域包括ケア推進室へ
締め切り 1月7日(水)